平成２５年（フ）第１７５号
静岡県富士宮市淀師136番地の２コフレアン305、前住所静岡県富士宮市淀師85番地の４エスポアールＢ201
債務者　板谷　雄久
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　朝男
4　破産債権の届出期間　平成26年１月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月27日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１６５号
新潟市南区西白根271番地４
債務者　袖山　陸治
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩渕　　浩
4　破産債権の届出期間　平成25年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月31日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２８号
和歌山県橋本市慶賀野175番地、住民票上の住所和歌山県伊都郡高野町大字高野山512番地の２
債務者　尾上　利香
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　佳史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８６号
北海道室蘭市中島町３丁目29番１―709号
債務者　水口　由隆
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木橋俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
群馬県太田市石原町253番地１　メゾン・ブランシェ・太田302号、前住所群馬県太田市小舞木町296番地　エルムコバヤシ501号
債務者　岡崎　深雪
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１２５８号
埼玉県戸田市笹目６丁目12番地の13　メゾンドルブラン203号室、前住所埼玉県戸田市笹目北町13番地の11　ダイアパレス北戸田ファインアベニュー101号室
債務者　長岡　　徹
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　径一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２０４６号
名古屋市港区本宮町２丁目38番地の６　タカラ本宮ハイツ106号
債務者　和田　安功
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安保　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６５号
秋田県横手市平鹿町浅舞字福田97番地
債務者　加賀谷貞男
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　京野　垂日
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第５３０号
宮城県宮城郡利府町沢乙字山岸１番地１シャイニングパレスⅡ―201
債務者　鈴木　健一
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北爪　賀章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８１０号
神戸市垂水区神陵台１丁目１番12―484号
債務者　市原恵美子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　精一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８３５号
兵庫県神戸市長田区松野通１丁目４番３号
債務者　東　　修
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　由尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６８７号
広島市安佐南区大町東１丁目10番35―10―102号
債務者　大津電設こと　大津　隆利
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷井　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月12日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７４１号
広島県大竹市黒川１丁目７番７の104号　スプレンドール
債務者　定食やだいこくこと　大黒　教子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井誠一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３３号
山梨県山梨市上石森649番地の14
債務者　井上　　茂
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島わかな
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２５号
埼玉県上尾市大字向山550番地１　日建シェトワＮＯ４―106
債務者　貴戸　藤夫
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　憲武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月３日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２３０号
埼玉県本庄市西富田270番地１　笠原ハイツⅠ―201
債務者　東　　栄作
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　徳之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部